

<寄贈対象>

肢体不自由児本人（原則 19 歳未満）又はその所属先

※学校や施設等でスポーツ用などを複数の児童が使用する場合は、学校や施設に寄贈する。

当協会より助成する場合は、1 寄贈先につき 5 万円を上限として、車椅子購入費用に対して助成金を交付いたします。

原則：1 寄贈先に付き、1 台の贈呈

<寄贈対象のもの>

- (1) 子ども用車椅子
- (2) スポーツ用車椅子：チャレンジ用又は競技用等すべて可
- (3) バギー
- (4) 歩行器等歩行の補助となるもの

<推薦基準及び優先順位>

- (1) 寄贈者の意向（肢体不自由児者本人又はその所属する学校や施設へ有効的に配付を行いたいとのこと）に添うこと。
- (2) 車椅子の必要の度合いが高いと思われる施設から優先的に推薦する。
- (3) 幼児・子ども用車椅子を希望する施設を優先する。
- (4) なるべく多くの肢体不自由児が利用している施設を優先的に推薦する。
- (5) 過去に寄贈実績が無い、またはあっても近年ではない施設を優先的に推薦する。

<注意事項>

- (1) 申し込みが多数集まった場合は、上記の推薦基準を元に本協会にて優先順位を付けさせていただきます。
- (2) 高野山真言宗と本協会合わせて 6 台程（5 万円×6 台程度）を予定しておりますが、コロナウイルス感染症の影響により、寄付金の減少が見込まれます。予定より寄贈台数が少なくなる場合がございますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) （福）日本肢体不自由児協会より車椅子の寄贈先に決定した場合、車いすのお届けの時期は 10 月以降の予定です。
- (4) 当協会より車椅子の寄贈先する場合は、助成金の交付決定が下りてから、各寄贈希望先に希望の車椅子を購入して頂き、その金額に対して助成します。（上限 5 万円）